

○経済産業省告示第十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、令和六年二月二十日から施行する。

令和六年二月二日

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一〇二の六 「略」 二の七 非居住者との間で行う、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製	一〇二の六 「略」 二の七 非居住者との間で行う、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製

品の購入価格がその上限価格を超える購入に関する役務取引であつて、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この号及び第四号において同じ。）を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産

品の購入価格がその上限価格を超える購入に関する役務取引であつて、次に掲げる業務に係るもの（当該役務取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合若しくは当該役務取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。

業大臣の求めに応じて当該書面を提示すること
ができる場合（主務大臣がロシア産原油又は石
油製品の購入価格が上限価格以下であることを
確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は
石油製品の購入価格が上限価格以下であること
を確認したとみなされる場合を定める件（令和
六年二月財務省、経済産業省告示第一号）で定
める場合をいう。）を含む。）を除く。）

イ・ロ 「略」

三 「略」

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原
産地とし、それぞれの上限価格を超える価格の
原油又は石油製品（海上において輸送されるも

イ・ロ 「略」

三 「略」

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原
産地とし、それぞれの上限価格を超える価格の
原油又は石油製品（海上において輸送されるも

のに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合（主務大臣がロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省

のに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、当該上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が当該上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合を除く。）

、経済産業省告示第一号）で定める場合をいう。）を含む。）を除く。） 備考 〔略〕	備考 〔略〕
備考 表中の「」は注記である。	